

# 13世紀のセビーリャ

——市域・周域・再植民——

林 邦 夫

(1989年10月16日 受理)

La ciudad de Sevilla en el siglo XIII

: ciudad, alfoz y repoblación

Konio HAYASHI

## はじめに

1212年のラス・ナバス・デ・トロサの戦に敗れたアルモアーデ帝国は、カスティーリャとの間で休戦条約を結んで延命を図ったものの、北アフリカでのベニメリンの蜂起、アル=アンダルスでの独立小王国の出現によって瓦解の危機に瀕していた。カスティーリャ王フェルナンド3世（在位1217-1252年）は、アル=アンダルスの分裂を助長して、レコンキスタを進展させ、1236年コルドバ、1246年ハエンと主要都市を征服、1246年夏にセビーリャ攻囲を開始し、1248年11月23日にこれを降伏させた<sup>1)</sup>。

本稿は再征服後の中世都市セビーリャ史研究の第1歩として、まずセビーリャ市史展開の舞台となる市域と周域を概観してその大凡の姿を把握し、次いで13世紀のセビーリャ史の重要問題の一つである再植民 (repoblación) について考察することを目的としている。

## I 市 域

囲壁内部の区域と囲壁外の郊外区 (arrabal) とを合わせて市域と呼ぶことにする。

### [1] 囲壁 (murallas)<sup>2)</sup>

前45年にカエサルがヒスパリス (Hispalis=ローマ時代のセビーリャ) に到来したとき、既に囲壁が存在したが、その後1248年の征服までに囲壁は、アブデルラマン2世 (822-852年) 時代のノルマン人侵入を契機とした拡張、反乱貴族の拠点となったことを理由とする破壊 (913年頃)、1023年の再建、1168-69年のグアダルキビル川氾濫による破壊の修復 (1170-71年)、1220-21年の氾

濫による破損と改築 (1221年), といった変遷を経た。囲壁の厚さは 82 cm, 高さは 16.7 m, 長さは 7.3 km, 166の塔と15の門<sup>3)</sup>を有していた。

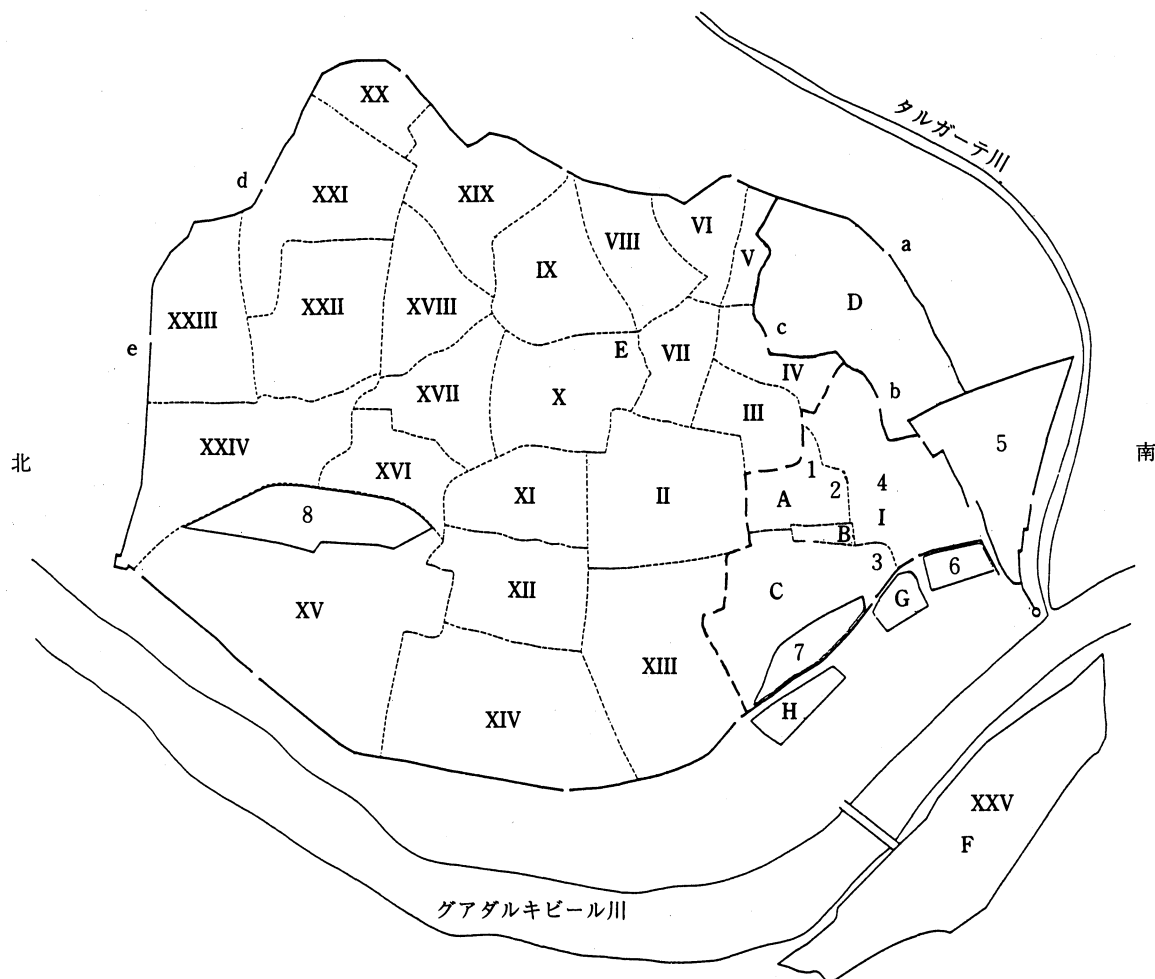
## [2] 囲壁内区域

(1) 小教区 (collación) —— 囲壁内区域はレパルティミエントを実施した分与委員会 (junta de partidores) によって1250年に24の小教区に区分された<sup>4)</sup>。小教区の内, 最大の面積を有するのは Sta. María la Mayor 小教区で, 47 ha を越えており, 次いで S. Lorenzo 小教区 (29.25 ha), S. Vicente 小教区 (20.875 ha) と続いている。最少のものは S. Bartolomé Viejo 小教区で, 2.5 ha であり, 小教区間の面積の差違の大きいことが分かる<sup>5)</sup>。囲壁内区域を大別すると, ローマ時代以来の区域で, 狭く屈曲した道路が迷路的に交錯し人家の密集する南東部, 広い家並みが続き果樹園, 庭園, 未開墾地, 沼沢などが存在する北東部, 格子状の整然とした街路が特徴的な西部とに分けられる<sup>6)</sup>。かかる地域的特色は小教区の広さにも反映しており, Sta. María la Mayor を除くと囲壁内で第2・3・4・5・7位を占める5小教区が何れも北西部に位置しており, 逆に5 ha 以下の7小教区はすべて南東部に固まっている。

St. María la Mayor 小教区には, 外国人居留区 (colonia) として, フランス人区 (Barrio de Francos), ジェノヴァ人区 (B. de Génova), バイヨンヌ人街 (calle de Bayona), カタルーニャ人区 (B. de catalanes), プラセンシア人区 (B. de plantines) があり, これらには一定の裁判自治権が認められていた。この他に, 国王艦隊の水兵, 船員, 漁民, 商人といった海事関係者の住むラ=マール区 (B. de la Mar) があり, ここは通常の市裁判権に服するものの, 海事に関しては国王任命のアルカルデ (alcalde de la Mar) が管轄した。なお, フランス人区には他の外国人や, 14世紀末になるとカスティーリャ人も混住するようになり, ラ=マール区には外国人も居住していたが (バイヨンヌ人街はこの中にあった), 他は純粹の外国人居留区であった。以上の区域を除く残りが, アルカサル (城) や司教座聖堂を含むカスティーリャ人区 (B. de castellanos) となる<sup>7)</sup>。

(2) ユダヤ人居住区 (judería) —— 曾てはイスラムによる征服から再征服の時点までセビーリャにはずっとユダヤ人居住区が存在していたとされていたが<sup>8)</sup>, González は再征服の時点ではユダヤ人居住区は存在せず, その後アルモアデによって12世紀中頃に追放されていたユダヤ人がトレードから帰還してアルカサル近くに居住してユダヤ人居住区を形成したとし<sup>9)</sup>, 今日ではこの見解の方が有力である。居住区の広さは 16.1 ha で, 囲壁内全体の5.8%に相当し<sup>10)</sup>, 三つの門, 即ち囲壁外に開く一つの門 (この門の外にユダヤ人墓地があった) と囲壁内に開く二つの門があった<sup>11)</sup>。1391年ポグロムの後, 居住区は消滅し, 跡地は三つの小教区と Nuevo 区になったが, 1412年勅令<sup>12)</sup>のユダヤ人分離令を実施するため, Córdoba 門近くの S. Julián, Sta. Lucia 両小教区に跨がる区域が居住区に指定されたが, ユダヤ人の反対で撤回された<sup>13)</sup>。1433年ファン2世が再びユダヤ人隔離を命じ<sup>14)</sup> その実施をセビーリャ大司教に委ね<sup>15)</sup>, その結果, ユダヤ人が指定した旧居住区内の区域が提案されたが当該区域の住民が反対し<sup>16)</sup>, 旧居住区内の別の2区域が提案されたが, 隔離は厳格には実施されなかった。1478年また隔離政策が採られ, アルカサル内部に居住区が設けられ

図1 セビーリヤの市域



[資料] Ladero Quesada, *op. cit.* の付図から作成

- |   |                |      |                       |       |                       |
|---|----------------|------|-----------------------|-------|-----------------------|
| A | フランス人区         | 小教区  |                       | XVII  | San Juan              |
| B | ジェノバ人区         | I    | Santa María la Mayor  | XVIII | San Marcos            |
| C | ラ・マール区         | II   | El Salvador           | XIX   | San Román             |
| D | ユダヤ人居住区        | III  | San Isidoro           | XX    | Santa Lucía           |
| E | Adarvejo 区     | IV   | San Nicolás           | XXI   | San Julián            |
| F | Triana 郊外区     | V    | San Bartolomé Viejo   | XXII  | Santa Marina          |
| G | Cestería 郊外区   | VI   | San Esteban           | XXIII | San Gil               |
| H | Carretería 郊外区 | VII  | San Ildefonso         | XXIV  | Omnium Sanctorum      |
| 1 | プラセンシア人区       | VIII | Santiago              | XXV   | Santa Ana             |
| 2 | カタルーニャ人区       | IX   | Santa Catalina        |       |                       |
| 3 | バイヨンヌ人街        | X    | San Pedro             | 門     |                       |
| 4 | カテドラル          | XI   | San Andrés            | a     | la Juderia (la Carne) |
| 5 | アルカサル          | XII  | San Miguel            |       | = Minjoar             |
| 6 | 修理ドック          | XIII | Santa María Magdalena | b     | Borcuinerid           |
| 7 | La Pajería 沼   | XIV  | San Vicente           | c     | San Nicolás           |
| 8 | La Feria 沼     | XV   | San Lorenzo           | d     | Córdoba               |
|   |                | XVI  | San Martín            | e     | Macarena              |

たが<sup>17)</sup>、1483年のアンダルシア地方からのユダヤ人追放令によって最終的に消滅した。

(3) モーロ人居住区 (morería) — Ballesteros は、明確には述べていないものの、S. Pedro 小教区内の Adarvejo 区にモーロ人が居住し、征服後の早い時期からモーロ人居住区が形成されていたと考えていると思われる、その後の López Martínez や González も同様であると言える<sup>18)</sup>。ところ

が Collantes は、征服以来居住区があったという証拠はなく、その存在が確認出来るのは、1412年にユダヤ人居住区と同じ場所にそれが指定されたのが最初であると述べている<sup>19)</sup>。1483年3月21日には1480年のコルテスの決議<sup>20)</sup>を承けて、モーロ人居住区を指定すべしという王令<sup>21)</sup>が出され、同年8月30日付の王令<sup>22)</sup>によれば、国王代理人が S. Pedro 小教区内を居住区として示したのに対して市当局が反対して S. Marcos 小教区を提案したことが知られるが、結局前者に決定し、これが1502年2月14日のモーロ人追放令まで存続した。

### 〔3〕 郊外区<sup>23)</sup>

イスラム時代のセビーリャには三つの郊外区があった。即ち、Macarena, Benahojar, Triana であり、前2者は征服の過程で破壊され消滅した。Macarena はローマ時代のウィラに起原をもち、カンランの果樹園に囲まれた村であり、征服後フェルナンド3世はそこに施療院を建設した。Benahojar は同名の門外にあり、カリフが Bohanar 宮殿と庭園を建設したが破壊され、征服後は S. Bernardo と呼ばれた。Triana は西方から市に入る二つの道の交差する地点にあり、濠を繞らされ、砦が築かれ、1171年以来、船橋がグアダルキビル川に架けられていた。1280年頃、アルフォンソ10世は Sta. Ana 教会を寄進し、25番目の小教区となった。14世紀になるとこの他に、Castería, Carretería という小規模な郊外区が加わっていることが知られる。

## II 周 域

中世都市セビーリャを考察する場合、その対象を市域のみに限定しては不十分であり、少なくとも周域 (alfoz, tierra) にまで広げる必要がある。周域は都市が何らかの影響力を合法的に行使し得る周辺地域であり<sup>24)</sup>、セビーリャ市はこれを含めて考察することによって、より完全に理解されると思われるからである。そこでここではセビーリャ市の周域の形成と変容をアルフォンソ10世治世末年 (1284年) までに限って辿ることとする。

### 〔1〕 周域の形成

1251年6月21日の文書<sup>25)</sup>でセビーリャ市に70程の村が与えられ、1253年12月6日の文書<sup>26)</sup> (文書 A とする) で北方の周域の境界が、次いで1253年12月8日の文書<sup>27)</sup> (文書 B とする) で南方の境界が示され、以上の三点の文書によってセビーリャ市の周域が画定された。

セビーリャ市の周域地図を最初に作成したのは González であり<sup>28)</sup>、その後のいくつかの周域地図もこれを踏襲している<sup>29)</sup>。González は作成方法を説明している訳ではないが、恐ら文書 A・B に出て来る地名をプロットし、それらが含まれる範囲を適当に線引きしたものと思われる。文書 A・B に現われる地名を表にして示すと、〈表1〉〈表2〉のようになる。文書 B に現われる地名は少なく、しかもすべて現今の地名と同定されるので、全く問題はないが、文書 A の地名には現今の地名と同定出来ないものがある。1 は Fuente de Cantos ではないかと推量されるが確証はない。2・3 については、二つの地名ではなく Jerez de Badajoz であり、今日の Jerez de Caba-

表1 文書Aに現われる地名

番号 <sup>1)</sup>	文書Aの地名 <sup>2)</sup>	現在の地名	番号	文書Aの地名	現在の地名
1	Cuenco		㉑	Andevalo	El Cerro de Andévalo
②	Xerez	] Jerez de Badajoz	22	Castil rubio	Azuaga
③	badajoz		㉒	Azoaga	
④	monasterio de So oliva	Monasterio de Solivar	24	Sotiel	
5	Nodar		25	Ciudadeja	
6	Torres		26	Castril	
7	Castillo de Valera		27	Montogin	
8	Segonça		㉘	Constantina	Constantina
9	Cuerua		㉙	Tejada	Tejada
⑩	Monte molin	Montemolín	㉚	Solucar	Sanlúcar la Mayor
⑪	Sufre	Zufre	㉛	Haznalcaçar	Aznalcázar
⑫	Aracena	Aracena	㉜	Haznalfarach	Aznalfarache
13	Alafaya de la lepa		㉝	Triana	Triana
⑭	Almonaster	Almonaster la Real	㉞	Alcala del Rio	Alcalá del Río
⑮	Cortegana	Cortegana	㉟	Guillena	Guillena
⑯	Aroche	Aroche	㊱	Gerena	Gerena
⑰	Mora	Moura	㊲	Alcala de Guadayra	Alcalá de Guadaira
⑱	Serpa	Serpa	38	Alquens	
⑲	Ayamot	Ayamonte	39	Alaris	
㉒	Alfaya de la peña	Alájar			

- 現在の地名と同定出来るものの番号を丸付き数字で示す。
- 註26) に示したように文書Aは Guichot y Parody と Tenorio Cerero によって活字化されているが、両者の表記にはかなり異なるものがあり、それ自体検討の必要のある問題であるが、ここでは一般に引用される後者の表記に従っておく。

表2 文書Bに現われる地名

番 号	文書Bの地名	現在の地名
1	Moron	Morón de la Frontera
2	Coth	Cote
3	Cazalla	Cazalla
4	Ossuna	Osuna
5	lebrissa	Lebrija
6	Isla de Captiel	Isla Mayor
7	Isla de Captor	Isla Menor

llos であるという Borrero Fernández の考証を受入れておく<sup>30)</sup>。8は González は地図上に示しているが、我々は現今の地名としては見出せなかった。27の地名は Morón de la Frontera の近くにあるが、この辺りの境界は文書Bで示されているから、ここではあるまい。39は Alanís かも知れない。現今の地名と同定出来ないのは、無人の地となり地名そのものが消滅したためとも考えられるが、それならば現在のどの辺りかを明らかにする必要がある。また我々の知見不足や調査手段不足による所もあろう。しかしここで同定不能とした地名 (Sigonza は除く) はすべて González の地図に現われず、その後の研究者でこれらの地名にコメントした者がいないことを考えると、その可能性がそれ程大きいとも思えない。

図2 セビーリャ市の周域



[資料] RS, I, p. 373の図から作成

- |            |                             |                           |
|------------|-----------------------------|---------------------------|
| 1 Penáflor | 7 Cantillana                | 12 Villalba del Alcor     |
| 2 Almenara | 8 Brenes                    | 13 La Palma               |
| 3 Setefila | 9 Alcalá del Río            | 14 Isla Cabor (I. Menor)  |
| 4 Lora     | 10 San Juan de Aznalfarache | 15 Isla Cabtil (I. Mayor) |
| 5 Alcolea  | 11 Sanlúcar la Mayor        |                           |
| 6 Tocina   |                             |                           |

これらの地名について解明するには詳細な歴史地理学的・地名学的考証を必要とすると思われ、我々の及ぶ所ではないので、ここではセビーリャ市の周域に関してはまだ上記の問題があることを指摘した上で、Gonzálezの地図を提示することにした(図2)。なおGonzálezは文書AにMontemolínとAyamonteが現われるにも拘らず、これらが既にサンティヤゴ騎士団に与えられていたことをもって、この恵与を誤りであったとし、両地を周域から外している<sup>31)</sup>。従って厳密に言うとうとGonzálezの地図は1253年に文書A・Bによって与えられた周域をそのまま図示したものではないことになる。これが妥当かどうか疑問が残るが、この地図が今日までそのまま通用しているこ

とを考え、敢えて手直しはしなかった。

## 〔2〕 周域の変容

(1) 周域の外縁部——ここではセビーリヤの周域がどのような地域と隣接していたのか、それが如何に変化していったのかを纏めることにする。以下では〈図2〉に示した(I)～(Ⅷ)の大雑把な区分に従って見ていく。

(I)——**Azuaga** は文書 A に現われ周域に含まれるが **González** や **Borrero** はセビーリヤ市が同地で裁判権を行使した形跡がなく、一方サンティヤゴ騎士団の騎士領 (*encomienda*) であったことは確認出来るとし、後者はこれが **Montemolín** と同様な転変を蒙ったと推測している<sup>32)</sup>。騎士領であったことが史料から知られるのは、1464年のことであり<sup>33)</sup>、かなり後のことであると言え、13世紀にどうであったかは厳密に言えば判然としないが、とくにそれ以前の変化を示す史料がない以上、この時点までずっとサンティヤゴ騎士団領であったと考えてよからう。

**Montemolín** は、サンティヤゴ騎士団の所領であった **Cantillana** が1248年5月20日にセビーリヤ司教座聖堂に与えられた代わりに、**Moguer** (但しカスティーリヤ王がこれを征服したとき) とともに同騎士団に与えられた<sup>34)</sup>。同年5月28日には **Cantillana** と交換に **Montemolín** と **Besnaget** が与えられている<sup>35)</sup>。これによれば、恵与地が **Moguer** から **Besnaget** に変更されたか、新たに **Besnaget** を加えて三つの土地が与えられたかの何れかであろうが、1253年6月12日付のアルフォンソ10世の証書<sup>36)</sup> は、5月20日付のフェルナンド3世の証書を確認している。これから推して、8日後に別の証書が発給されたため撤回されたと解釈されかねない5月20日付証書の有効性を騎士団の要請で改めて国王が認めたのではなかろうか<sup>39)</sup>。従って1248年には上記の3地が恵与されたと考えるのが妥当だと思われる。他の2地はともかくとして、**Montemolín** に関していえば、1248年に恵与され、1253年6月12日にそれが確認されたのは確実である。だがこの僅か6ヶ月後の文書 A において同地はセビーリヤ市の周域となっているのである。セビーリヤ市側に周域への同地の包摂の動きがあったというから<sup>38)</sup>、これが単なる王権側の誤謬であるとは考えにくく、先の確認を意図的に撤回したものと判断されるが、当然これは騎士団の抗議を惹起したものと思われ、結局1274年にセビーリヤは同地が騎士団に帰属することを承認させられている。しかしアルフォンソ10世はその子サンチョ (後のサンチョ4世) との確執で騎士団がサンチョ側に加担したことを理由に **Montemolín** を取上げて、これをセビーリヤ市に1282年7月13日付証書<sup>39)</sup> で与えたが騎士団はこれを手放すことなく、実際に領有し続けたという<sup>40)</sup>。以上の経緯から見て、形式的帰属はともかく、実質的にはサンティヤゴ騎士団が一貫して **Montemolín** を領有していたと言えよう。

最後に **Reina** は、1246年4月13日サンティヤゴ騎士団に与えられており<sup>41)</sup>、**Azuaga**、**Montemolín** と共に同騎士団の一円所領を形成していたと考えられる<sup>42)</sup>。

(II)——既にアルフォンソ9世時代に **Frenagal de los Caballeros** と **Jerez de la Sierra** をテンプル騎士団に与えることが約束されたが<sup>43)</sup>、文書 A では両地とも周域に含まれている。ところが1283年3月8日付証書では両地が同騎士団に与えられている<sup>44)</sup>。アルフォンソ10世とサンチョと

